

## 大阪市告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更が認可（令和8年大阪府告示第499号）されたため、同法第66条の規定により公告する。

令和8年4月24日

大阪市長 横山英幸

### 1 都市計画事業の種類及び名称

大阪都市計画下水道事業

（大阪市此花処理区公共下水道）

### 2 施行者の名称

大阪市

### 3 事務所の所在地

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル ITM棟6階）

大阪市建設局下水道部調整課

### 4 事業地の所在

（大阪市此花処理区公共下水道）

大阪市福島区大開四丁目並びに

此花区高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、伝法一丁目、伝法二丁目、伝法三丁目、伝法四丁目、伝法五丁目、伝法六丁目、西島一丁目、西島二丁目、西島三丁目、西島四丁目、西島五丁目、西島六丁目、常吉一丁目、常吉二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、西九条五丁目、四貫島一丁目、四貫島二丁目、梅香一丁目、梅香二丁目、梅香三丁目、春日出北一丁目、春日出北二丁目、春日出北三丁目、春日出中一丁目、春日出中二丁目、春日出中三丁目、春日出南一丁目、春日出南二丁目、春日出南三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋三丁目、島屋四丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、北港一丁目、北港二丁目、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、梅町一丁目、梅町二丁目、北港白津一丁目、北港白津

二丁目、北港緑地一丁目、北港緑地二丁目、夢洲中一丁目、夢洲東一丁目地内  
及び夢洲東一丁目地先

(建設局下水道部調整課)